

令和8年度三重県流域下水道における新官民連携事業導入可能性調査業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、「流域別下水道整備総合計画」に基づき3流域6処理区において流域下水道事業を実施している。昭和 63(1988)年に供用して以降、順次整備を進め、令和8(2026)年3月末時点では、6処理区あわせて計画処理人口が約92万人、計画汚水量が約48万 m^3 となっている。また、変動する汚水量や処理環境のもとで適正かつ安定した運転管理が求められる処理場・ポンプ場の維持管理については、指定管理者制度により(公財)三重県下水道公社に委託し、業務の質の向上と効率化に取り組んでいる。

人口減少や少子高齢化、インフラ施設の老朽化の進行が見込まれるなか、令和6年能登半島地震や令和7年に埼玉県で発生した道路陥没事故等を背景に、下水道事業については大規模災害への備えや老朽化対策、リダンダンシー確保等が求められている。さらに、将来にわたる事業経営の基盤強化を図るため、一層の官民連携やDXの推進等が求められている。

本業務は、下水道事業に関する様々な課題を踏まえ、将来において強靱で持続可能な流域下水道事業の推進を図るため、長期契約で維持管理と更新を一体的にマネジメントする新たな官民連携(「水の官民連携」など)の導入可能性を調査・検討し、官民双方の負担軽減と効果的・効率的な事業運営を目指すものである。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年5月31日(月)まで

3 業務の対象

対象とする事業は、本県が実施する下表に示す流域下水道事業とする。

また、各事業のすべての施設を対象とし、「すべての施設」とは、処理場、ポンプ場、幹線管路の土木、建築、機械、電気設備のすべてを指す。

処理区	計画処理人口 [人]	計画日最大汚水量 [m^3 /日]	幹線管路延長 (R8.3現在)[km]
北勢沿岸流域下水道事業 (北部処理区)	350,385	182,700	95.5
北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区)	201,053	102,100	39.4
中勢沿岸流域下水道事業 (志登茂川処理区)	66,620	35,500	27.9
中勢沿岸流域下水道事業 (雲出川左岸処理区)	86,740	47,300	12.2
中勢沿岸流域下水道事業 (松阪処理区)	109,320	54,100	53.1
宮川流域下水道事業 (宮川処理区)	103,969	53,700	38.6
6処理区計	918,087	475,400	266.7

対象とする官民連携手法は、いわゆる「水の官民連携」（ウォーターPPP）および国土交通省において「PPP/PFI」と位置付ける官民連携手法とする。

（参考「国土交通省 PPP/PFI(官民連携) : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-1.html>）

4 業務の内容

(1) 基礎資料の収集・整理

本県の流域下水道事業に関係する法令、経営戦略、事業計画、維持管理・建設改良の事業実施状況、官民連携の導入状況、組織体制など、本業務において活用しうる情報を収集・整理し、現状把握を行う。

(2) 流域下水道事業の将来見通し

「水の官民連携」では、10年以上にわたる長期契約をその要件とされている。

本県の流域下水道事業において将来的に見込まれる事業環境、社会情勢の変化を踏まえ、企業会計、運転・管理業務、点検・調査業務、修繕業務、改築・更新の需要量、担い手などの将来見通しについて、既存の資料をもとに整理・推定を行う。

(3) 課題抽出と対応策の検討

4(1)、(2)の結果をもとに、現状の問題点及び現行の事業運営を継続した場合に将来想定される問題点を洗い出し、それらを解決するために取り組むべき課題を抽出する。抽出にあたっては、職員体制の観点、施設の整備・維持管理の観点、官民の役割分担・業務効率、危機管理など幅広い視点で行うこと。

また、抽出された課題への対応策を検討するにあたっては、着眼点や選択する手法によって問題解決の方向性が異なるものと考えられるため、それぞれの課題別に改善の方向性を一つまたは複数検討し、整理する。

(4) 新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直しの検討

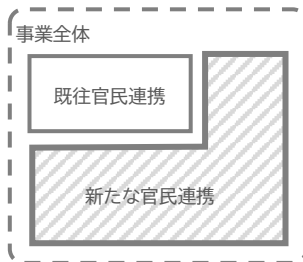
ア 対象施設と業務の選定

「水の官民連携」では、対象とする施設、更新業務を選択可能である。また、本県の流域下水道事業では、指定管理者制度のもとで一部施設の維持管理を行っている。

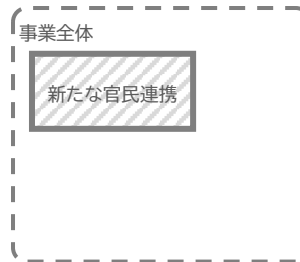
そのため、抽出した課題の解決策として新たな官民連携の導入を図るときは、求める効果によって導入対象とする施設や業務の領域が異なることが想定される。例えば、下図のように①既往官民連携の対象を除く領域に新たな官民連携を導入するか、②既往官民連携の領域をそのまま新たな官民連携の導入領域とするか、③既往官民連携の領域に新たな官民連携を導入しつつさらに領域を拡大するなど、多様なパターンが想定される。

対象施設と業務の選定については、課題との関係、期待される効果を整理のうえ、解決策に相応しい新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直しの検討対象施設と業務を複数パターン選定する。

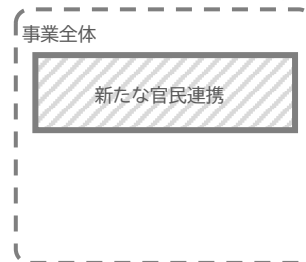
例①新たな官民連携の導入



例②既往官民連携の見直し
(手法の置換)



例③既往官民連携の見直し
(手法の置換と領域拡張)



イ 検討対象施設と業務の概要整理

上記アで選定した各パターンについて、その対象施設、事業期間、業務内容、資産、維持管理費、リスク分担などを整理する。

ウ 検討対象施設と業務に適用する事業手法(官民連携手法)案の検討(絞り込み)

上記ア、イで選定・整理した情報をもとに、課題の解決策となり得る事業手法案の絞り込みを行う。この「新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直しの検討」においては、選定・整理・絞り込みの一連の検討を反復的に実施することでより良い結果を得られる可能性があることに留意する。

(5) 民間事業者の状況調査

4(4)の結果を踏まえ、本県の流域下水道事業に関連する事業者の状況を調査する。調査は、文献調査、アンケート、ヒアリング等の方法により、事業者の意向を含め本業務の検討に有用な事項とする。

(6) 事業手法の検討

抽出した課題の解決策として新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直しを行うにあたり、対象施設と業務の検討、民間事業者の状況を踏まえ、事業手法案を比較・整理する。比較・整理にあたっては、それらの導入効果、新たに生じうる課題への対応策を検討する。

ア 導入効果については、従来方式との比較による概略 VFM、業務の効率・生産性の向上、競争性、技術継承、危機管理等の観点で整理する。また、複数案を多角的に比較したうえで総合的な評価によって整理するものとする。

イ 新たに生じうる課題への対応策については、新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直しによって生じる問題点を抽出し、それらを解決するために取り組むべき課題、課題への対応策を検討する。問題点の抽出にあたっては、法令・制度、組織・体制、財務・資金、リスク分担、事業手法、競争性、スケジュール等の幅広い観点から行うものとする。

(7) 事業に求められる要件

4(6)の結果をもとに、新たな官民連携の導入又は既往官民連携の見直し後の事業の実施において必要となる要件を整理する。例えば、経営に関する事項、業務の効率性、危機管理対応に関する事項などが考えられる。

(8) とりまとめ・成果品の提出

業務計画書、本業務で収集した資料、検討事項の整理、検討の内容（問題点、課題、解決策、手法選択など）・過程、打合せ協議録、検討結果、発注者の指示により作成した資料について、業務計画書や本仕様書と符合するように仕分けし、報告書としてとりまとめる。また、それらを要約した概要説明書を作成する。

本業務の進捗について関係部等と共有を図るため、令和9年2月末までに中間報告書の提出を求める。対象範囲は、業務内容（1）から（5）までの結果をとりまとめたものとする。

成果品として、以下のとおり提出すること。

・提出期限	令和9年5月31日（月）まで	
・提出先	三重県県土整備部下水道事業課	
・成果品	①業務報告書	一式
	②概要説明書	一式
	③電子データ	一式

電子データは、発注者が編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint）及び PDF 形式とし、CD-R、DVD-R または BD-R により提出すること。

5 打合せ協議

本業務における打ち合わせ回数は以下を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

- ・着手時
- ・中間時（5回程度）
- ・納品時

打合せ協議は対面で行うことを基本とするが、Web 会議での実施も可能とする。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約不適合責任

本業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において修補等を行うものとする。

8 業務実施の条件

本業務の実施にあたっては、随時、実施内容を発注者と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、発注者から求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

9 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は発注者と密接な連携を図りつつ、本業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議の上、対処するものとする。

業務着手時は業務計画書を提出するとともに初回打合せを行い、本仕様書と企画提案書等を踏まえた必要事項の確認を行うものとする。

10 再委託

再委託を行う場合は、事前に発注者の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて発注者が直接に指示監督する場合がある。

11 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 形式など、発注者において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

12 準拠すべき法令等

ア 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受注者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び別記1「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

13 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受注者に帰属するものとするが、発注者が本業務及び本業務終了後に無償で使用及び翻訳する権利を有するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受注者が本業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受注者以外の第三者に帰属し

ている場合は、受注者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受注者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。））できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受注者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 発注者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、故意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受注者は、上記イ又はウに基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受注者が営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 発注者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、発注者が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権（以下、「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして発注者に対し何らかの訴え、意義、請求等（以下、「紛争」という。）がなされ、発注者から受注者へ処理の要請があった場合、受注者は発注者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受注者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、発注者は当該第三者との紛争を受注者が処理するために必要な権限を受注者に委任するとともに、必要な協力を受注者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、発注者・受注者協議の上、受注者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(a) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(b) 発注者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

14 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、本業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

15 個人情報の保護

本業務において事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

16 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等の排除

ア 業務受託者は、本業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (a) 断固として不当介入を拒否すること。
- (b) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (c) 委託者に報告すること。
- (d) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 業務受託者が、アの(b)又は(c)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

17 その他留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受注者は、本仕様書に基づく業務により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。

ウ 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、すべて受注者の負担とし、紛争が生じた場合、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

エ 受注者は、常に中立性を保持するように努めなければならない。